

# サテライトオフィス設置等補助事業 —行政コース—

## ご案内

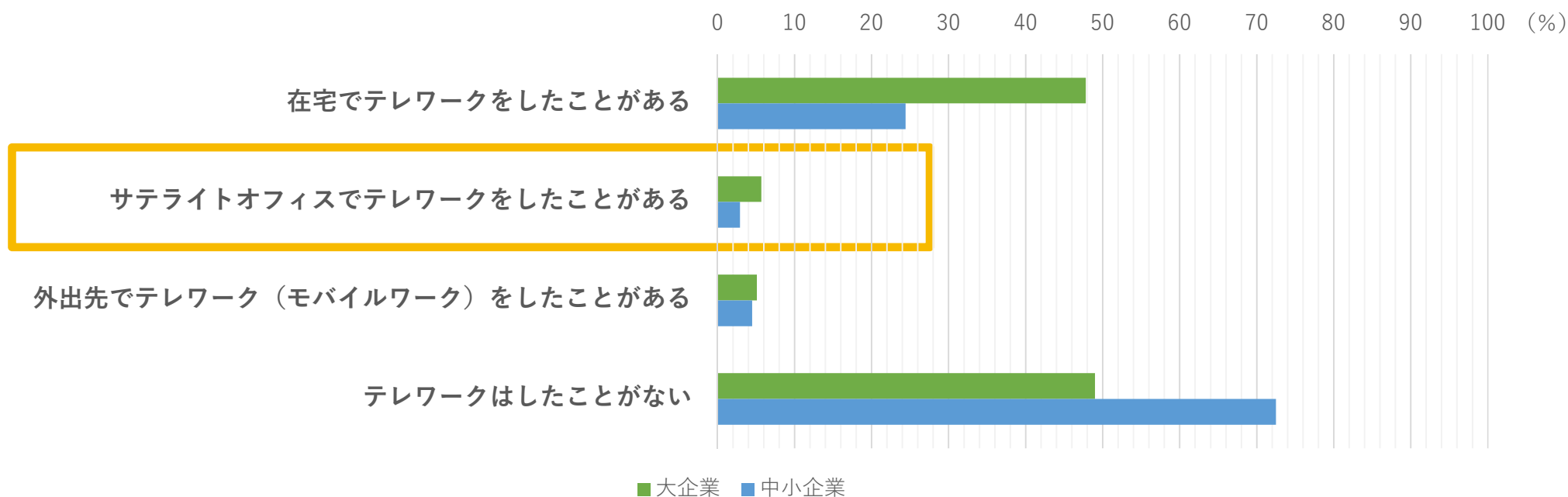


企業支援部 雇用環境整備課  
シェアオフィス運営係  
03-5211-2762(直通)

1. サテライトオフィスとは
2. 補助事業について
3. 募集スケジュール
4. 採択後スケジュール(概要)
5. お問い合わせについて

# 1. サテライトオフィスとは

本拠地のオフィスから離れたところにある就業場所として利用できる施設。  
専用型と共用型がある。シェアオフィス、コワーキングスペースと呼ぶ場合もある。  
テレワーク導入に伴い、サテライトオフィスでの勤務も行われている。



(出典) 総務省 (2021) ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究

## 2. 補助事業について

### 事業実施の目的

テレワークの導入及び定着の促進

⇒ 職住近接による働き方を推進することができる

- ・ 通勤時間の削減
- ・ 家庭と仕事の両立

### 事業の概要(行政コース)

都内市町村で、**共用型**のサテライトオフィスを新たに設置し運営する区市町村等※  
に対して、施設の**整備・改修費、運営経費**を補助する

※区市町村の外郭団体・区市町村が官民連携協定等により設置するものを含みます。

## 2. 補助事業について

### 主な補助要件

#### サテライトオフィス設置コース

- ① 都内の区市町村で新たにサテライトオフィスを設置すること
- ② 複数の企業の労働者が利用できる共用型のサテライトオフィスであること
- ③ サテライトオフィスの面積は50㎡以上、席数は5席を下回らないこと ※その他要件あり

#### ミニサテライトオフィス設置コース

- ① 都内の区市町村で新たに小規模のサテライトオフィスを設置すること
- ② 既存の施設内の空きスペースを活用し席数は2席以上であること ※その他要件あり

#### ワーケーションコース

- ① 西多摩地域及び島しょ地域等で新たにサテライトオフィスを設置すること
- ② 複数の企業の労働者が利用できる共用型のサテライトオフィスであること
- ③ サテライトオフィスの面積は50㎡以上、席数は5席を下回らないこと ※その他要件あり

## 2. 補助事業について

### 補助率・補助限度額

行政コース				
区分	設置地域	補助率		上限(千円)
サテライトオフィス設置コース	区市町村	整備費	1/2	15,000
		運営費		6,000/年
保育所の設置又は、年間を通じ利用者のスキルアップ等を図る事業を実施	区市町村	整備費	2/3	20,000
		運営費		8,000/年
ミニサテライトオフィス設置コース	区市町村	整備費	1/2	1,000
ワーケーションコース	西多摩地域及び隣接地域 並びに島しょ地域	整備費	1/2	15,000
		運営費		6,000/年

### 補助対象期間

整備・改修費：交付決定日から6か月を経過する日まで

運営費：サテライトオフィスの工事完了日の翌日から2年間

### 3. 募集スケジュール

#### 申請受付

事前にメールで提出日の予約（申請書・事業計画書を添付）の上、予約日に申請書一式を提出してください。

事前相談  
推奨

#### 書類審査

提出書類の審査をします。追加の資料の提出や説明を求められることがあります。

#### 現地調査

必要に応じて、関係法令を遵守した施設、工事計画となっているかを確認する建物調査を実施します。

#### 面接審査

書類審査・現地調査の実施後、申請者に対し、面接審査を実施します。

#### 総合審査

書類審査・現地調査・面接審査の結果に基づき、補助対象事業を決定します。

#### 交付決定

申請受付締切後の約2か月後を予定しています。

## 4.採択後スケジュール(概要)

### 交付決定

交付決定通知書を送付後、事務手続きの説明をします。

### 整備改修

交付決定日から6か月以内に整備・改修を完了させてください。

### 実績報告

### 完了検査

建物・購入備品類等の検査を実施後、整備・改修費の補助金を交付します。

整備・改修費補助金交付

### 運営

「TOKYOテレワークアプリ」に登録し運営を開始してください。

### 実績報告

サテライトオフィス設置コース・ワーケーションコース  
年度ごと・運営補助期間終了時に実績報告を確認後、実施分の運営費補助金を交付します。

運営費補助金交付

※年度の開始時に、継続申請が必要になります。その他手続きについては、交付決定後に説明します。

### 実施結果状況報告

補助期間終了年度の翌年度から5年間、実施結果の報告をしてください。



## 5.お問い合わせについて

### 事業に関するホームページ

- ・事業概要の説明

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/satellite.html>

- ・募集要項・提出書類一式の詳細

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo//boshu/satellite.html>

### お問い合わせ先

事業に関するご不明点やご相談受付

(公財) 東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 シェアオフィス運営係

電話：03-5211-2762(直通)

メール：sate\_office@shigotozaidan.or.jp

### 書類提出先

東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル10階

※事前にメールで書類提出日をご予約ください。その際に参考として、申請書（様式第1号①）と事業計画書（様式第1号②）のデータをお送りください(PDF形式・パスワード付き)。